

2019年10月23日開催 東京地方裁判所委員会報告

「民事訴訟手続のIT化について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43期)

2019年10月23日に開催された第48回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回のテーマは、「民事訴訟手続のIT化について」でした。

最初に、東京地裁商事部の部総括裁判官から、民事訴訟手続のIT化の現況に関する説明がありました。2017年に内閣官房が設置した「裁判手続等のIT化検討会」で、①「3つのe」(e提出, e事件管理, e法廷)の実現, ②その実現のプロセスについて、フェーズ1(現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用)、フェーズ2(新法に基づく弁論・争点整理等の運用)、フェーズ3(オンラインでの申立て等の運用)のアプローチを採ること等が取りまとめられ、2018年から「民事裁判手続等IT化研究会」において、その具体的な論点等が検討されています。フェーズ1は現行法で実施可能、フェーズ2, 3は法改正が必要ですが(フェーズ3については、システムの導入も必要)、法改正についても現在同研究会で議論されています。

次に、同裁判官から東京地裁におけるフェーズ1の実施に向けた取組について説明がありました。対内的には、地裁内部にIT小委員会(PT)を設けるほか、IT機器操作習熟会、民事研究会等を通じて裁判官、書記官が準備をしており、対外的には、東京三会とのIT幹事会、東京三会、大阪弁護士会それぞれとの模擬手続の実施等の弁護士会との協働により、準備を進めています。2020年2月から、東京地裁の通常部11か部、知財部、商事部、労働部、建築部の合計21か部で運用が開始され、その後、民事訴訟を行う残りの27か部でも順次運用が開始される予定です。

フェーズ1におけるウェブ会議には、「双方当事者不出頭型」「一方当事者不出頭型」があり、裁判所、当事者双方が事件単位でマイクロソフトのTeamsを作成し、手続を進めることが予定されています。実際に東京地裁と弁護士事務所をつないで模擬手続を行

ったところ、反省点として、東京地裁の通信環境が良くなかったため、実施時にはワイヤレスではなく光回線を利用することにしたとのこと。手続自体は、問題なく進めることができそうであるというのが担当者の感想です。

その後、模擬手続のビデオが上映されました。実際にどのような画面を通じ、どのような手順でウェブ会議が行われるのか、理解できました。

次いで、委員と裁判所で質疑応答が行われました。裁判の公開との関係(→裁判所：フェーズ1の手続は元々非公開だが、フェーズ2, 3については議論中である)、ウェブ会議の内容自体を記録しないのか(→裁判所：記録しない前提で議論が進んでいる)、民事訴訟手続を全て電子化すべきではないか、当事者、代理人の認証をどうするか、脆弱なTeamsでセキュリティは大丈夫か、ネットに精通していない当事者の本人訴訟に留意すべきである、高齢者や社会的弱者に配慮すべきである、悪質な業者等が濫訴に利用することを防ぐべきであるといった質問や意見が委員から出されました。

次回委員会(2020年2月12日開催予定)のテーマは、「裁判所における外国人対応について」です。

特記事項として、東京地裁としては、現在19人の委員のうち、5人が裁判所関係者であり、国民の意見を聴く場としては多いと考えるので、5人中2人は新たに民間人から任命したいとのこと。また、今回の委員会において、弁護士会からオブザーバー1人の傍聴が認められました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207